

令和3年度 事業計画書

1. 総括

新型コロナウイルス感染症の影響で社会経済活動の悪化、高齢者等の孤立や減収、失業等による生活困窮など新たな課題が生じ、こうした状況が深まることを防ぐため、住民同士のつながりや支えあいを絶やさない取り組みや相談援助ができる事業体制が必要です。

従来から取り組んできた地域福祉活動は、顔を合わせ、つながることを大切にしてきましたが、今なお感染拡大防止が必要な状況の中、活動する、参加することへの不安を取り除き、感染リスクの低い活動や感染防止対策の情報共有、オンライン等での新しい活動の形を検討するなど、今までの活動の良さを大事にしながら、住民や関係団体等の参加、理解が得られる取り組みとしていく必要があります。

また、高齢社会の進行とともに、一つの分野の制度やネットワークだけでは解決できない複雑、複合的な課題が増え、属性や世代を問わない包括的な支援体制の仕組みが社会福祉法によって四月から始まります。本村でも介護問題をはじめ、認知症、8050、虐待など、社会とのつながりや意思決定支援が必要な方へ寄り添い、多職種協働で面として支援し、尊厳ある暮らしづくりを南山城村包括支援センターや関係団体等との連携により築いていきます。

介護保険事業は、介護報酬が改定される年であり、本村の第9次高齢者福祉計画、第8期介護保険事業計画の初年度でもあります。村人口の4人に一人が後期高齢者、要介護認定を受けていない高齢者の8割が自宅での暮らしを希望しておられるということが計画策定の際のアンケートで明らかになっており、本会職員の意見交換でも同様の声を受け止めております。より気を払わなければならない要介護高齢者への感染防止対策に気を緩めず、介護人材不足の中での事業所間連携、ICT化を導入し、住み慣れた家でいつまでも安心して暮らせるよう社協ならではの地域貢献活動にも取り組んでまいります。

本年度は第2期地域福祉活動計画の三年目です。一人ひとりの思いに寄り添った地域づくりを着実に進めていくため、住民、行政、関係団体、機関等と協働した取り組みを具体的に進めていきます。

2. 経営原則

(1) 社会福祉事業の主たる担い手として、事業の確実性を高めるため、経営基盤の強化、

事業の資質向上、経営の透明性の確保を図ります。

- (2) 住民や福祉関係者等とともに地域の福祉課題、生活課題の解決に取り組み、支援を必要とする方への福祉サービスを積極的に提供します。

3. 重点実施項目

- (1) 関係法令の遵守と適正な法人運営のための職員体制、財政健全化の対応
- (2) 暮らしの総合相談窓口としての対応力の向上と支援ネットワークの強化
- (3) 日常の支えあい、たすけあいを育む小地域福祉活動の周知、担い手養成
- (4) 多様な主体と協働による地域福祉・ボランティア活動の推進、担い手養成
- (5) 介護保険事業、障害者福祉事業の推進

4. 項目別事業

- (1) 関係法令の遵守・適正な法人運営のための職員体制と財政健全化の対応

①組織基盤の確立

- ・理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会の適正運営
- ・専門部会活動の活性化
- ・情報公開の徹底（現況報告書、財務諸表の公表）
- ・幹部職員経営会議の開催と運営改善計画の策定
- ・介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員資格取得の支援
- ・BCP計画の策定

②財政規律の確立

- ・一般、賛助会員の加入促進と社協事業の見える化
- ・正副会長、総務部会との財政協議、働きかけ
- ・ボランティア基金の適正預託と管理運用
- ・民間財団の助成金、補助金の研究と積極的活用

③利用者のプライバシー、人権保護

- ・プライバシーポリシー、個人情報保護の徹底
- ・職員の秘密情報の漏えい防止措置の徹底
- ・内部外部研修への積極的参加

④人材育成、職場環境の改善（働き方改革の推進）

- ・介護人材キャリアパス制度の推進

- ・全職員の健診受診と産業医の健診後の事後指導
- ・年次有給休暇の取得推進
- ・メンタルケアの実施（リフレッシュ事業）
- ・感染予防についての教育指導、研修
- ・インフルエンザ予防接種の一部助成の実施（外出支援サービス運転会員希望者含む）
- ・福利厚生事業の活用推進

（２）総合相談窓口としての対応力向上と支援ネットワークの強化

①福祉の総合相談窓口の周知、対応力の向上

- ・初期相談と適切なアセスメントの実施及び相談機関との連絡調整
- ・複合的な課題に対する関係機関等との支援体制の構築
- ・認知症高齢者、知的、身体障がい者等への適切な意思決定の支援と権利擁護
- ・心配ごと相談所（民生児童委員協議会委託）の啓発広報、利用促進、地域連携
- ・山城南地区司法書士相談の啓発広報、利用促進
- ・ふれあいサロンや地域のつどい、投げ合い場等での相談開設
- ・見守りボランティアや福祉活動担い手との連携、ネットワークづくり

②村民生児童委員協議会・村地域包括支援センターとの協働

- ・要援護者世帯の実態把握、個別支援体制の構築
- ・生活福祉資金貸付滞納世帯、生活困窮世帯の実態把握、相談支援
- ・民生児童委員協議会定例会での情報共有と連携

（３）日常の支えあい、たすけあいを育む小地域福祉活動の周知、担い手養成

（コロナ禍の地域でのつながりづくりを住民とともに考えることを含む）

- ・支部長会議の運営、地域課題の把握、情報共有
- ・ふれあいサロン、要援護者のつどい、ネットワーク会の助成継続
- ・新しい居場所づくりを考える担い手との話し合いの場づくり
- ・お達者通信の定期発行（活動の啓発、参加促進）
- ・公民協働での買物支援のしくみづくり

（４）多様な主体との協働による地域福祉・ボランティア活動の推進、担い手養成

①地域福祉活動の担い手拡充

- ・高齢者等の日常生活支援活動の担い手養成
 外出支援サービス、配食サービス、まごのてサービス等の活動者を増やしていくための事業周知、ボランティア一日体験、オンライン研修など
- ・一人暮らし老人、高齢者世帯交流会の開催（民生児童委員協議会共催）
- ・福祉サービス利用援助事業の利用促進による地域生活支援
- ・南山城村認知症カフェからの地域、個別課題の把握と解決へのアプローチ継続
- ・個人、団体、小中学生の認知症サポーター養成講座の開催

②ボランティア活動の推進

- ・ボランティアバンク運営委員会事業の推進
- ・ボランティアバンク登録者、団体との情報交換、オンラインでの交流
- ・活動の芽の掘り起こし掘り起こしと専門人材の養成、コーディネート力の向上
- ・ちょいボラ推進運動の広報啓発、小グループでの活動推進
- ・ボランティア活動保険料の個人負担補助の継続
- ・地域やボランティアグループへの活動機材、物品類の無料貸出
- ・ボランティア基金管理、ボランティア活動振興事業への運用益の活用

③社会的な福祉教育の推進

- ・福祉体験学習の開催（世代間交流、ボランティア体験）
- ・地域手話教室の開催とサークル活動の支援
- ・こども認知症サポーター養成講座の開催
- ・保育所、小中学校とのふれあい交流、介護職場体験の参加受入

④広域連携事業

- ・わかさみなぎる地域の支え愛協議会事業の推進（課題共有、解決）
- ・介護サービス人材の雇用促進（介護職員初任者研修への協力）

⑤災害に強い地域づくりの推進

- ・災害ボランティアセンター業務の再編
- ・平常時の取り組み（有事への備え）
 ふれあいサロン、地域福祉活動参加者等の意識啓発
 防災関連講座
 京都府災害ボランティアセンターとの連携、研修参加

(5) 介護保険・障害者福祉事業運営の安定化と人材育成

- ・ 関係法令、運営体制、人員基準の遵守
- ・ 包括的事業運営(地域福祉分野との連携、地域貢献活動の推進)
- ・ 認知症や高次脳機能障害などケア対応力の向上研修の実施
- ・ 処遇改善事業の継続(常勤職員、非常勤職員給与改善)
- ・ 専門養成機関、ハローワーク、求人誌等での介護人材の積極的採用